

抗議声明

ドサクサ紛れの無駄な公共事業「2導水路併設」案は認められない 「2導水路併設」案を木曽川水系河川整備計画に入れ込むことは、 1997年河川法改正趣旨を破壊するものだ

2007年8月21日

徳山ダム建設中止を求める会 代表 上田武夫

連絡先：事務局長・近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL / FAX 0594-78-4119

H18年度に「実施計画調査」の対象となった「徳山ダムに係る連絡導水路」に関する中部地整と3県1市の「導水路検討会」は、昨年8月30日の「導水路検討会（第6回）＝『上流案』に絞り込みつつ、さらにコスト縮減を図る』」から止まっていた。

ところが - 参院選の歴史的な自民党大敗北を受けて、ということであろうか？ - にわかに「長良川河口堰の水を利用したい（以て誰が見ても無駄でしかない長良川河口堰を「必要で有効な施設」と言いたい）」名古屋市と愛知県の願望が、この「徳山ダムに係る連絡導水路」に浮上し、8月22日に、実に1年ぶりに開かれる「導水路検討会（第7回）」で「決まる」運びだそうである（一連の報道&関係部局への聴き取り）。

(1) 徳山ダムの水を木曽川に導水する合理性はない

導水路検討会（第6回）までの資料によれば、「徳山ダムに係る連絡導水路」は、「徳山ダム開発水を揖斐川から木曽川へ導水する施設」であり、その目的は

新規利水の補給 ... 名古屋市 ($1.7\text{m}^3/\text{秒}$) 愛知県 ($2.3\text{m}^3/\text{秒}$)

渇水対策容量 ... 異常渇水時の緊急水補給による河川環境の改善等 (最大 $20\text{m}^3/\text{秒}$)

である。しかし については「水余り」は明らかであり、 の「河川環境の改善等」は情緒的なものであって、およそ公共投資をする「理由」となるものではない。

Cf: 166国会 378 徳山ダムに係る木曽川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shitsumon.htm

(2) 計画自体が詐術(騙し)である

愛知県も名古屋市も「普段から」新たな水源を必要としているわけではない。「渇水のときに備えて。安定供給のため」という。しかし、渇水するときには、この連絡導水路は、「緊急水 $20\text{m}^3/\text{S}$ 」のみを流し、愛知県や名古屋市が水利権を確保している $4\text{m}^3/\text{S}$ は流さない。つまり「いざ」というときには市民の飲み水にはならない。そこを突っ込むと「調整をすることによって...」という。渇水に備え、前倒し的に水利権調整をすれば、1994年渇水でもしのげた（19時間断水という市民生活への大打撃を緩和できた）ことは、水資源政策の研究者によって明らかにされている。わざわざ巨額をかけて導水路を建設する理由はない。

結局は「長良川」「木曽川」中流域の河川環境改善のため、という。しかし、そこに何の科学的根拠もない（(1) 「長良川」に関する言及は徳山ダム計画にはない。まずダム建設ありき、「目的」は後からくっつける、という典型的例であろう。）

そして「長良川中流域の環境改善のための導水路」などとされることで、岐阜県民は思いも

しなかった（徳山ダムに係る連絡導水路につき、岐阜県には一切負担はないのだと思いこんでいる岐阜県民が多数である）巨額の負担を押しつけられることになってしまう。

「徳山ダム」にひっかけた、いわば振り込め詐欺である。

(3)これがラストチャンス？ 何が何でも「木曽川水系河川整備計画」に位置づける

8月1日付けの「日本の水資源 H19 年度版*」は、事実上、水資源の過剰開発（水余り）を認めており、今後、新たな水資源開発施設計画を立てていくことは、国交省にとっても難しいものとなるであろう。要らない水のを要ると言い募って何かしらの施設を作る、いわばラストチャンスの「駆け込み」である。

木曽川水系河川整備計画策定（これ全体が河川法改正の趣旨を踏みにじっている）に入れ込むことで計画として位置づけ、あとは役所の「慣性の法則 / 無駄と分かっているにもかかわらず止められない」で造ってしまう。「またまた」である。

* <http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/hakusyo/H19/index.html>

(4)実務者協議が法定手続きを下克上する / 河川法16条の2の運用

「導水路検討会」は、中部地整と3県1市の協議の場でしかない。ここで何らかの決定があったとしても、法的に位置づけられたものとなるわけではない。

だからこそ、この時期に急に「導水路検討会」を開催し、「決めて」しまうのである。現在策定に向けた作業中である「木曽川水系河川整備計画」に、実務レベル（役所間の協議）で決めたことを「動かせない既定事実」として押し込む・・・

05年以降の、河川局の16条の2の反動的運用は、目に余るものがある。

木曽川水系では、16条の2第3項に関しては、「肱川方式」とでもいうべきお手盛り「木曽川水系流域委員会」で河川管理者案を鵜呑みにさせ、第4項（＝住民意見のの反映）に関してはインターネットによる意見聴取がポストイットに書き込みといった「お手軽意見」の数を集めることでこと足れり、とするつもりであろう。

この分かりにくい「2導水路併設案」を理解する機会も与えられない市民・住民にどんな意見が言えるというのであろうか？「決まったことだから仕方ない」と思われ、「負担については何も明らかにならない」状態で黙っていることで、市民・住民は「同意」を与えたことにされてしまうのであろうか？条文上は「住民参加」も謳われている河川整備計画策定を、行政での決め事で乗っ取る下克上を、公然と宣言しているといえる。

1997年河川法改正の趣旨を真っ向から蹂躪するものであって、許し難い。

(5)治水の「財政的制約」 ... 甚大な洪水被害を防ぐことが先決

木曽川水系でも水害常襲地域に対するきめ細やかな施策はなされていない（例；揖斐川 - 杭瀬川 - 大谷川 荒崎水害）。強度不足の堤防も多く、岐阜県は河川改修の達成度は極めて低い（木曽川上流河川事務所 HP 参照*）。

この状態で「木曽川・長良川中流域の環境改善」などという美辞麗句（徳山ダム集水域の大型猛禽類はどうでも良い？）で、無駄な導水路事業に治水予算を投入している場合ではない。

* 1: 3 . 岐阜県 河川整備状況図

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/journalist/newspaper/2006/0912/index.html>

* 2: 堤防詳細点検

8月22日の「導水路検討会（第7回）」で、「2導水路併設案」を固めようとするのに対し、憤りをもって強く抗議する。

以上

